

北海道警察官採用試験について

平成27年度第2回北海道警察官採用試験実施のお知らせ

1 公告(申込書交付を開始します)
7月1日(水)

2 申込書受付期間
8月11日(火)～8月26日(水)
ただし、電子申請による場合は8月21日(金)午後5時30分までです。

3 第1次試験日 9月20日(日)

4 第1次試験地

- 【札幌方面】札幌、千歳、岩見沢、滝川、小樽、倶知安、室蘭、苫小牧、新ひだか
- 【函館方面】函館、八雲
- 【旭川方面】旭川、名寄、稚内、留萌
- 【釧路方面】釧路、根室、帯広、中標津
- 【北見方面】北見、網走、紋別
- 【道外】東京

5 受験資格

- A区分
 - ・実施区分 男性、女性
 - ・採用予定日 平成28年4月以降
 - ・学歴 学校教育法による大学(短期大学を除く。)等を卒業した者(平成28年3月卒業見込者を含む)
 - ・年齢 昭和58年4月2日から

平成10年4月1日までに生まれた者

●B区分

- ・実施区分 男性、女性
- ・採用予定日 平成28年4月以降
- ・学歴 A区分以外の者
- ・年齢 昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

※ A区分に該当する者は、B区分の試験を受けることはできません。

高度専門士の称号を取得又は平成28年3月末日までに取得見込みの者は、A区分での受験となります。今回の試験では、2700人程度の採用を予定しております。

▼お問い合わせ先

門別警察署警務係
(014561210110)
最寄りの交番、駐在所
北海道警察本部
警察官採用センター
(011-251-0110)
フリーダイヤル
(0120-860-314)

平成27年度海上保安大学校等採用試験について

■受験資格

【海上保安大学校学生】

- ・平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者
- ・平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みのある者
- ・人事院が前記に掲げる者と同等であると認める者
- 【海上保安学校学生】
 - ・平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者
 - ・平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みのある者
 - ・人事院が前記に掲げる者と同等であると認める者
- 採用予定人員
 - ・海上保安大学校 約50名
 - ・海上保安学校 約270名
- 第1次試験
 - ・海上保安大学校 10月31日(土)～11月1日(日)
 - ・海上保安学校 9月27日(日)
- 受付期間
 - ・海上保安大学校 インターネット 8月27日(木)～9月7日(月)
 - ・郵送・持参 8月27日(木)～8月31日(月)
 - ・海上保安学校 インターネット

7月21日(火)～7月30日(木)
郵送・持参
7月21日(火)～7月23日(木)

▼お問い合わせ先

浦河海上保安署
(014612219118)

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりいたしました、約87万枚の左記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

●終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券

●帰国前に樺太(真岡、大泊、豊栄、留多加など)、満州(瀋陽、吉林、撫順、鞍山など)にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

【保管証券類とは：】

税関が保管している通貨・証券類とは、日本銀行券(新・旧)、旧日本軍軍票、預貯金証書、国債証書などをいいます。上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』と外地からの引き上げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求は、ご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。「もしかしたら家にも…」とお気づきの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせ下さい。

▼お問い合わせ先

・函館税関
監視部統括監視官部門
013814014244
苫小牧税関
支署統括監視官(総括部門)
014413411953

家畜商講習会の開催について

平成27年度家畜商講習会の開催について

- 1 講習会日時及び場所
(1) 日時 平成27年11月25日(水)～26日(木) 午前9時～午後5時まで
(2) 場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室
 - 2 必要書類
 - (1) 受講願書(正副1部ずつ)
 - ・正副とも所定の規格の写真(出願前6か月以内に無帽で正面上半身を撮影した縦3cm、横2.5cmのもの、白黒・カラーいずれでも可)を貼付すること。
 - ・正副ともに署名に押印すること。(コピー不可)
- ・正本には、手数料として、

3、550円相当の北海道収入証紙を貼付し消印すること。

(2) 講習時間の特例措置適用申請書及び当該免許証の写し(講習時間の特例措置を受ける者のみ)

(3) 申請様式は北海道のホームページ「申請・入札・申告オンラインサービス(申請書ダウンロード)」から入手して下さい。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ssj/ske-hokkaido.htm>

電子申請/申請書ダウンロード↓北海道の組織別一覧↓農政部・生産振興局畜産振興課の順番でお入り下さい。

3 提出先

北海道日高振興局産業振興部 農務課または役場産業経済課 農政・畜産グループまで持参して下さい。

4 提出期限

平成27年9月30日(水)

▼お問い合わせ先

北海道日高振興局産業振興部 農務課
014612219344

**知っていますか？
建退共制度**

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**● 加入できる事業主
建設業を営む方
● 対象となる労働者
建設業の現場で働く人**

● 掛金 日額310円

★特徴

- 国の制度なので、安全、確実に申し込み手続は簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

**『建退共制度の特例措置の
お知らせ』**

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

☆建退共から事業主の皆様へのごお願い
・共済証紙は、労働者の就労日

数に応じて適正に貼付して下さい。

「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひアクセスしてご覧下さい。

詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

建退共北海道支部
〒060-0004
札幌市中央区北4条西3-1
北海道建設会館内
011126116186

**交通事故被害者
世帯の皆さんへ**

ご存じですか？

ナスバ(自動車事故対策機構)より、交通事故被害者世帯の皆さんに次の援護制度をご紹介します。

○重度後遺障害者となられた方へ介護料支給

◇対象者

自動車(バイクを含む)事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする方で一

定の要件に該当する方(自損、他損、時期は問いません)

◇支給額

後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、月額29,290円〜136,880円の範囲で支給。

◇注意

介護保険サービス、労災の介護給付費等との併用は出来ません。

ただし、自立支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象になることがありますので、お問い合わせください。

○交通遺児等育成資金の貸付

◇対象者

自動車(バイクを含む)事故により、死亡または重度後遺障害(脳損・脊損)を負われた方の義務教育終了前の子弟(0歳〜中学校卒業まで)

◇申込者

対象者を扶養している保護者(生活困窮家庭に限ります)

◇貸付金額

一人につき最初

一時金 155,000円
以後月額 10,000円
又は20,000円

小・中学校入学時に入学支度金

44,000円

◇貸付期間

貸付決定時から中学校を卒業するまで

◇利子 無利子
◇返還方法

貸付期間終了後6カ月または1年経過した後に、月賦または月賦・半年賦併用による、原則20年以内の分割均等返還。ただし、高校、大学、その他各種学校への進学者は、卒業までの間、返還を猶予することも出来ます。

▼お問い合わせ先

自動車事故対策機構
札幌主管支所
011155112145
<http://www.nasva.go.jp/>
(ナスバで検索)

**協会けんぽからの
お知らせ**

北海道は全国的に見て、喫煙率が高い地域であることをご存知でしょうか？男性は全国3位、女性は全国1位となっております。特に女性の喫煙率が高い結果が出ています。

協会けんぽ北海道支部では、喫煙対策を通じて、様々な取り組みを行っております。ホームページでは禁煙啓発動画や禁煙講座のご案内をしております。ぜひご覧ください。

▼お問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部
011172610352